

国民健康保険税仮徴収停止通知書の誤送付について

国民健康保険税では、特別徴収(年金からの天引き)がされている方で、75歳を迎えられえ、後期高齢者医療保険への切り替えに伴い、4月からの特別徴収が停止となる方についてそのお知らせを行っております。

本件では、令和5年3月27日に発送した通知書について、送付先の入力誤りによる誤送付が発生いたしました。ご迷惑をお掛けした皆様に深くお詫び申し上げます。

1. 経緯

令和5年3月29日16時30分ごろ、当該通知について、納税義務者の方から他の人の分の通知も届いたとのご指摘を受け、直ちに調査したところ、次のとおり誤りが判明いたしました。

2. 調査結果

通知書305件中2件誤送付となった。

3. 誤りの原因

通知書の一覧を作成するにあたり、システムよりデータを抽出し、送付先一覧を作成したが、その際、データをコピーアンドペーストするなどの加工を行った際の操作ミスにより、誤った送付先が入力された。

4. 市の対応

令和5年3月30日中に、対象となった2件について、誤送付先については訪問し、謝罪及び通知書の回収を、本来の送付先についても訪問し、謝罪及び通知書の手渡しを完了させております。

5. 再発防止策

- ①コピーアンドペーストなど抽出データそのものに手を加えない。
- ②関数を用いデータを活用する方法をとる。
- ③職員のPCの操作技術の向上を図る
- ④チェック体制の強化を図る。